

第7回 宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会
議事録

【日時】平成28年11月7日(月) 午後15時00分～午後17時00分

【場所】宝塚市クリーンセンター 3階会議室

【出席者】委 員 :

No.	氏名	役職等	備考
1	わたなべ 渡辺 信久	大阪工業大学工学部環境工学科教授	委員長
2	なかの 中野 加都子	甲南女子大学人間科学部生活環境学科教授	副委員長
4	たかなみ 高浪 龍平	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師	
5	くぼた 久保田 久男	宝塚市自治会連合会	
6	いけだ 池田 隆之	宝塚市自治会ネットワーク会議	
7	ひだか 日高 泰洋	クリーンセンター周辺協議会	
8	ひもと 緋本 順子	NPO 法人 消費者協会宝塚	
9	たかはし 高橋 章子	男女共同参画センター連絡協議会	
10	やすだ 安田 壽夫	公募市民	
11	なかたに 中谷 修	公募市民	
12	いのうえ 井上 秀雄	公募市民	
13	にしうち 西内 義昭	公募市民	

事務局:(宝塚市環境部)影山部長

(宝塚市クリーンセンター)小川所長

(宝塚市環境部クリーンセンター施設建設課)久根参与、下坂係長

(宝塚市環境部クリーンセンター管理課)肥田課長

(宝塚市環境部クリーンセンター業務課)松浦課長

(パシフィックコンサルタント株式会社)枝澤、山崎、尊田

【欠席者】委 員 :

3	くろさか 黒坂 則子	同志社大学法学部法律学科教授	
---	------------	----------------	--

【配布資料】

- ・委員会次第
- ・付帯施設の検討について(2)(案) 資料 1
- ・概算事業費及び処理フローの取りまとめ 資料 2
- ・市場調査回答の取りまとめ 資料 3-1
- ・財政支出の削減効果の検証結果 資料 3-2
- ・新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会開催スケジュール 資料 4

1 開会挨拶

事務局： それでは、宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会規則第5条第2項の規定により、本日の会議は成立いたしております。審議会の委員の方13名のうち、本日12名の方ご出席いただいておりますので、過半数に達しております。また、同じく規則第5条第1項の規定により会議の議長は会長にお願いいたします。合わせて、当委員会は、宝塚市情報公開条例第24条第3項により公開することとなっております。

では、委員長、委員会の進行をよろしくお願ひいたします。

2 議事

委員長： ただいまより、平成28年度第7回宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を開催いたします。まず、傍聴について、お願いします。

事務局： 5名来られています。

委員長： 5名ですか。では傍聴していただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。議事録でありますか、署名人を2名お願いしたいと思います。
では、議事に入ろうと思います。

(1) 付帯施設の検討について(2)

委員長： まず議題「(1) 付帯施設の検討について(2)」事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料1についての説明)

委員長： 資料1で整備コンセプトについて事務局から説明をもらいました。ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

H委員： 私、クリーンセンターの小学生の見学案内を10年ほどやっていましたので、それに関連して3ページのところ、その中の特に燃焼装置のところです。子どもたちによく質問をしたりするのですが、なぜごみを燃やすかという目的です。ここにも書かれていますが、やはり衛生上の問題と、ごみの量を減らすというその2つだと思うのです。世界で一番ごみをたくさん燃やしている国はどこだと思いませんかと聞くんです。答えは日本です。それで、焼却炉の数が一番多い国はどこだと思いますかと聞くんです。これも日本です。数年前、調べたところでは1700基あったと思います。啓発センターでいろいろ資料も掲示されると思いますが、

具体的なことも書かれたらしいなと思うんです。

次に、燃焼です。ごみは、最初は着火しますが、後はごみ自体で燃えています。どう燃やしているかというと、空気を送っている、酸素を送ったら燃えるんだということを子どもたちに教えたらしいと思うんです。

ついでにもう 1 つ、温度です。温度はこのクリーンセンターの場合は 850~900℃ぐらいで燃やしていますと説明します。空気を送るとよく燃えて温度が上がる。850~900℃ぐらいにちょうどなるように空気の量を調節してやっていますということです。例えば、蝋燭の炎とマッチの炎はどれくらいの温度だと思いますかと聞くと、あまり知られていないことが多いですが、1000℃以上になっています。先ほど言ったように排ガスを一番適当な温度にするという以外に、やはり焼却炉の寿命にも関係しますからあまり高くするというのも一概にいいとは言えない。そういう温度のことちょっと掲示してもらえたらしいなと思っています。細かいことですが、参考にお話しさせてもらいました。

委員長： ありがとうございました。今お話しいただいた温度ですかと燃焼に関する事は子どもの反応もよろしいですか。

H 委員： いえ、あまり。例えば、ごみはバーナーで燃やしているのではないかとか、そんなふうに思っている子もいます。自然に次々と送っていったごみが燃えていくのだということをあまり実感されていないようです。

委員長： 他にご意見のある方、いらっしゃいますか。
事務局からもありましたが、あまり大掛かりな、一度据え付けたら 30 年間変わらないというようなのはちょっとまずいだろうと。それは皆さんも納得いただいているとは思いますが。あと、時代の流れもありますので、こちらの 3 ページ目の中身はエネルギー回収推進施設を主眼に置いて、4 ページ目はマテリアルリサイクル推進施設を主眼に置いた、そういう作りになっております。時代の流れもありまして最近はエネルギーの方が妙に人気がありまして、エネルギー関連、発電関連ですか、そういうことは少し厚めにする時代かなと感じております。

副委員長： 1 ページ目のところの「理科学習施設としての機能」のところで、「ごみ発電や太陽光発電等の再生可能エネルギー利用の原理・仕組みを伝えることで」と書いてあります。3 ページのところでボイラー発電設備というところがありますが、太陽光発電をどう学ぶかという説明がないのですが。この付帯施設の整備コンセプトとして「理科学習施設の」ということを最初から強調しているので、そのところが一貫して出てこないといけないと思うのですが、この再生可能エネルギーの原理・仕組みはどこでどういうふうに取り入れるのでしょうか。

事務局： 発電のところなどはボイラーの発電設備がメインになるかなと思いますが、ここ

でその他の再生可能エネルギーという形ででもいいですし、具体的には挙げてはいなかったのですが、個別に違うところで説明するよりはここで一貫したような形でさせてもらえたらいというイメージは、事務局としてある程度は持っています。

副委員長： 実際に太陽光パネルを貼りつけたり、そういうことはできるのですか。

事務局： それも検討していきます。どこにどれぐらいというのはまだないのですが、そういうものも取り入れたいというのは当初から考えています。
通路等を利用しました中で、太陽の恵みと言うのですか、そういうものもできるだけ実感してわかるような形も考えてはいきたい。文中には書いておりませんが、今先生の方からご指摘ありましたので今後は追記していきたいと思います。

副委員長： 3ページにある、ごみ処理にかかるコストを学ぶということもすごく大事なことだと思いますが、方針が一貫して流れるようにしておかないと、ごみ処理コストというのは一般の人から考えて理科学習とはちょっと違う話なので、軸がブレないように。もちろん内容が陳腐化、固定化されないように工夫することもすごく大事なのですが、3ページ、4ページに書いてあることは、他の最近の施設でも一般的に行われていることが多いのではないかと思うので、理科学習施設としての機能がどれに当たるのかということをきちんと考えておかないと、ブレるのではないかなと思います。

H委員： 太陽光発電については宝塚市としても自然エネルギーを取り入れていこうということですし、公共施設には市としては太陽光発電をつけていかないといけないと思うんです。

委員長： ソーラーパネルで発電するのはいいのですが、風、発電してどうしようというのが今は問題になりつつあります。前回も少し発言しましたが、最新のナトリウム硫黄電池の状況なのですが、世界中で事故ばかり起してなかなかうまくいかなかったのですが、ある1社のみがかなり自信を持つようになっています。高い温度に保っておく必要があるのであまり小さくはできないのですが、それが5年後くらいになると現在でも既にパッケージで売るようなことはしているのですが、そういうのを付帯施設の中に入れると恐らく全国初だと思いますし、ソーラーパネルが今苦境に立たされているその切り札がそこにあるかなと思います。
エネルギー関連のことを申し上げますと、パリ協定と世間では言いますが、京都議定書が1997年で、実際の第1約束期間が2008～2012年であったように、10年先なんです。だからパリ協定が決まってから10年間すったもんだ揉めて、そこから始まると考えますと、決して古くはないと思っております。
他はございませんでしょうか。

B 委員： 先ほどのパリ協定等の話に関連するのですが、それで言うのであれば、例えば二酸化炭素の発生量とか、そこら辺についての議論というのはどこかでなされる予定になっているのでしょうか。

委員長： ごみの焼却で出てくる二酸化炭素をもとに、それを光合成の炭素源として使うというのは誰もが考えるのですが、意外と難しい。それにチャレンジするというのも手ですが。

事務局： 二酸化炭素はリアルタイムで測って、今これだけ出していますよみたいなのは難しいと思います。どうしても机上で計算してごみがこれだけあるから、何トン燃やしたから、いくら出たはずだというような感じになるのかなと思います。施設の中でごみを燃やさないことで、減らすことで二酸化炭素の発生量を減らせるんですという、そういう大括りな啓発はしやすいかなと思うのですが、そういうことは再生可能エネルギーを含めて啓発していく必要はあるのかなと思うのですが、そういう形で工夫をしてみたいとは思います。

B 委員： 例えば、マテリアル施設でちゃんと分別をしていたらこれぐらい二酸化炭素が削減できますよとか、その辺も含めての二酸化炭素の議論だと思うのですが。

委員長： 排ガスで CO₂ を計るのは簡単で、袋に取って石灰水にブクブクって入れて白くなりました。どちらが白くなるでしょう。人間の吐く息でも二酸化炭素は 2~3% あります。焼却排ガスだと 8~10% あります。それで比べるとか、そういうことはできると思います。後からまたここに話が戻っても構いませんので、その先へ進めたいと思います。

(2) メーカヒアリングの結果報告

委員長： では、次の「概算事業費及び処理フローの取りまとめ」について、事務局より説明をお願いします。

コンサル： (資料2、資料3-1、資料3-2についての説明)

事務局： 今説明があったとおり、DBO 方式では削減効果が期待できるということで、あと、資料に記載がありませんが、事業者への支払いが、PFI も同様ですが、均等払いになって財政の平準化というメリットがあるとも聞いております。
第5回の検討委員会で事業方式を検討していただいた際に従来方式と長期包括的運営委託、それと DBO、あと PFI (BTO)、この5つを想定して検討するという形で今までさせていただいておりました。今後、市の方で事業方式を検討する

際に、1ページの表にもありますとおり、安定性、柔軟性、信頼性、経済性の視点から行うというようなことを考えていますが、PFI方式につきましては従来方式を上回る結果になりましたので、経済性を考え、今後検討の対象から外したいと事務局では考えておりますので、この点についてもご検討いただけたらと考えております。説明は以上です。

委員長： 一気にメーカヒアリングの話から事業化シミュレーションまで説明してもらいました。ざつとした金額で、資料2、2ページ目を開けてもらいますと、施設整備費、エネルギー回収は200億円、それからマテリアルリサイクルで49億円、合せて250億。それから維持管理・運営費では、これは20年間で148億ですから、20で割りますと7億程度というような金額であるとご理解ください。あとは、灰の処分については、これは20年間で13億という数字であります。その次のページの処理フローとかそれぞれありますが、発電効率だけを見ますと、左から23.1、19、21、20.4、19%ということで、一番左のB社だけが妙に高い数字になっているというのがちょっと気にはなります。

その後、市場調査、資料3-1のところで参加意向はあるという企業が多いのですが、自由度をある程度認めてもらいたいとか希望をいただいております。さらにお金を支払う方法で、今、事務局からもありましたが、従来方式とDBO方式、それからPFI方式で3つの方法で計算をしたところ、PFI方式は資金を調達するところでのコストが結構かかっているということであまり望ましくない、そういう提案がありました。ざっとおさらいしましたが、皆様からご意見をいただきたいと思います。

K委員： コンサルさんにお聞きします。2ページ目、第1項、施設整備費の項になります。表の中で、左の枠、「交付対象内(1/2)」、「(1/3)」、「(1/2)」エネルギー回収のところで①土木・建築工事費0円、その下の(1/3)ところは計上されていますね、これはどういう見方をすればいいのでしょうか。

コンサル： 土木・建築工事費のうち1/2の対象になるというのが、高効率ごみ発電施設というメニューがございました。そのときはごみピットの土木・建築工事費というのが1/2の対象となっていたので、過去にはここに数字が入っていました。今環境省の方で公開されているエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルでは、新施設についてはごみピットも含めて建築工事費は1/3と改訂をされておりますので、今回の見積条件では入らない数字でございます。

K委員： 同じページの第2項「維持管理・運営費」、この中の①用役費の中の「電力」「用水」、マテリアルリサイクル推進施設では0円と計上されています、この施設においても電力も使うでしょうし、水も必要とします。なぜ0円と計上したのか。

コンサル： これは下の※印のどこかに書いておけばよかったのですが、どの企業も電力についてはエネルギー回収推進施設の方に含めるというような書き方をされているところがほとんどでしたので、こういう書き方になっております。実際使いますが、電力のメーターが 1 つ、水道のメーターも 1 つですので、そこで一括して計上されるという形になります。

K 委員： コンサルさんにお伺いします。今回、6 社から回答を得たわけですが、A～F 社、もし差し支えなければ、それぞれの社の所在都道府県を教えていただきたい。

コンサル： 答えられません。

K 委員： 質問を 2 ページに戻します。この維持管理費の中で②点検補修費、エネルギー、マテリアルそれぞれ計上されています。この点検補修費の中にいわゆる機能の性能水準を担保するまでの内容は含まれていますか。

コンサル： それはもちろん性能を十分満たすための点検補修費というのはいくらなのだと いう前提でお聞きしています。

K 委員： いわゆる装置を延命化、長寿化するという考え方、ストックマネジメント的なところはどこまで関与してくるのか。この辺の確約は取りつけられるのですか。

コンサル： 20 年間のストックマネジメントということですが、その後の大規模な改修などはこの費用の中には一切入っていません。20 年間の運用した後に、さらに大規模改修とか、そこから数十年間の運営というのはまた全然別建てのお金になってきますが、最初の 20 年間のストックマネジメントという意味ですか。

K 委員： そうです。その期間におけるストックマネジメントについて今回入っていますか。

コンサル： はい。入っております。

K 委員： 大規模改修は別問題。

コンサル： それ以降については別問題です。

委員長： ここはご指摘のとおりでありますて、21 年目に壊れるとか、あるいは直営でやった場合に 25、26 年目を考えて修繕するか、あるいは 20 年で DBO の期間を終えて後はよろしくという場合で、条件は同じではありません。そこで過度なペナルティをされると困るところに書いているということは、実際はペナルティを課すことはあり得るということですね。

コンサル： はい。

委員長： 実際、こういう性能で行いますと、最初にそれで評価をするわけですが、こういう性能を出します、この薬剤の量で、あるいはこういったガス量で、こういった発電でと開示をしながら、そのとおりにならなかった、あるいは大幅に違う場合については、当然何らかのペナルティ、法的措置も多分あると思います。最初に述べておかないと困ります。
他の方はありますか。

K 委員： すみません、もう 1 点だけ。5 ページ、各プラントメーカーから出てきた内容について質問します。マテリアルリサイクル推進施設の中の、「運転人員」を見ますと、人員のばらつきが非常に大きい。20 名もあれば、38 名もある。コンサルさん、これはどのように見ておられますか。

コンサル： 兼任のできる作業員をどこまで置かれているかだったり、選別基準を設けていますが、その選別基準を出すために何人の手選別作業員を入れるかとか、そのあたりは各社さんの経験のもとで入れてもらっている人数だと思います。例えばペットボトルの選別に 2 人入れるのか、4 人入れるのかというのは、今回の回答の中でもばらつきはあります。そういうのが積み重なって 10 人から 18 人ぐらいの差になっているわけです。もし DBO 方式になった場合は、そこを何人かけるかというのは指定できないところになりますので、事業者の提案どおりということに行くしかないのかなと思います。

K 委員： そこは非常に危険なんです。処理の過程で自動化するもの、しないもの、自動化すれば設備費がアップします。自動化しなければ手仕事になるから人員が増えます。トータルコストはどちらがいいでしょうかということを見ていかないと、先ほど説明に出たように各プラントさんに対してそこは指導できませんよということではいけないと思うんです。例えば B 社 20 名、E 社 38 名、この開きは非常に大きいです。ここは今後詰めるに当たって慎重を期していただきたい。

コンサル： 市場調査の回答でもあったように、要求水準書でどこまで縛るかというところに関わるご意見だと思います。

委員長： そうですね、今の労働者の人数のこともそうですが、これは労働基準監督署の所管になりますので、そちらからも規制を受ける。今まで自治体が自前で事業を行っておりますと、そういう規制をあまり受けないで結構来ているのですが、例えば排ガスだけでなく、労働についても当局の規制を受ける側になるということで、そういう緊張感を持ってやるということになります。

このような話はあまりご経験のない方もいらっしゃると思うのですが、この際ですでの、まだ始まったばかりでありますので、聞いておきたいことがありましたらどうぞおっしゃっていただきたい。

J 委員： PFI の導入に当たって「効率的である」「効果的である」「適当である」という表現をしてあるのですが、何に対して効率的、あるいは適当、そういうふうに解釈したらいいのですか。

コンサル： 一般的にですが、いわゆる民活事業、DBOですとかPFI等で「効率的」というときにはお金が安くなる、市の財政支出が削減できるということを指すことが多いです。「効果的である」という場合にはサービスが向上する。要するに施設の機能としてよくなる、運営がよくなるというようなことを指すことが多いです。事業者も私ども質問する側もそのような認識で大体やりとりをしているとご理解いただければと思います。

J 委員： 「適当」というのは。

コンサル： 「適当」というのは、実際に事業を行うときには要求水準書を作るので、それを満たしているというふうに、実際に事業を行うときにはそういうふうに理解しております。

J 委員： ということは、今回 PFI を外そうというのは、効率的、効果的かもしれないけれども、適当ではないということですか。

コンサル： そうですね。「適当ではない」というのは、自社でもご経験がないので、あまりそういうことは望ましくないということでご回答もありましたし、リスクが大きいというご回答もありましたので、それぞれの考えに従って、適当か適当じゃないかとご意見をいただいているというふうに認識しております。

J 委員： 逆に言いますと、「効果的」「効率的」というのは公にとって有利だけれども、民にとってはそんなに有利ではない。「適当」というのは民間の方に利益が多く出てくる。どちらも Win-Win の形になる割合が大きくなるのかなという、そういう意味合いですか。

コンサル： おっしゃるとおりだと思います。「効率的」、当然市の方が安くなって事業としてよくなるとしても、それが民間の方にリスクが偏り過ぎているとか、結果的に市にとってサービス向上につながらないという場合はやはり適当ではないのではないかというご意見をいただいているということでよろしいかと思います。

J 委員： 今回の適用範囲というのは、今ここでは焼却とマテリアルですが、し尿処理棟の設備はこの中には入っていないのですか。

事務局： 今回見積もりをいただいたというのは、どこに建てるかがまだ決まっていない中で、確実性のある熱回収とマテリアルリサイクルにどれだけかかるのか。し尿処理棟については今現在ここにあります。この後、どこに施設を作るのかは、ここも含めて市内全域から選んでいきますので、し尿については検討から外しております。万が一ここになったとして、し尿処理施設をさわらなければいけないようになれば、この 6 社同じように市の方で何かの対策をするということになりますので、判断に影響はないのかなと考えています。

委員長： 他にいらっしゃいませんか。

K 委員： 今日、後半の付帯施設の方針が決まった。その費用については、先ほどと同じように別途というお考えですか。

事務局： あくまでも今回は、専門部会の方で出していただいた条件をもとにやっていますので、付帯施設の条件はお示しせずに見積もりを取りています。A～F 社全てでプラスアルファの要因になってくるという判断をしています。

K 委員： 今回の各プラントさんの内容を見てみると、LCC の中の 2 つだけは含まれているのですが、最後の解体撤去、これは LCC の中の 3 本柱の 1 つです。これが含まれていないということは、行政が自らそれをすべてやるというところで外されたということですね。

事務局： 今ここでお見積もりいただいているのは、あくまでも 20 年間ということで、この施設を 20 年間で潰してしまうのかということになりますが、今の状況で行けば恐らくこれから何年も使っていくというふうに我々は考えています。そのときに基幹的改良とか、大きな手を入れる必要がありますので、そこで仕切り直しをする。さらに次の施設を準備しないといけないというきになつたら、今のこの施設もそうですが、潰すときにある程度の費用が当然かかってきます。焼却炉であればダイオキシンの対策等々をしていきますので結構大きなお金がかかってきます。最終的に更地にするのかどうか。建て替えるのであってもどこかに行くにしても最後は潰さなければいけないというのはある程度市の方でやっていかないといけないだろうと今は考えています。

委員長： 私の方から質問ですが、20 年間というのは何かガイドライン的なものはあるのですか。PFI 関連の法律ですね。それで 20 年で計算しろというのは何かあるのかな。というのは、市場調査回答の取りまとめの 10、11 ページで、25 年、

30年、35年で「適当でない」とか「どちらとも言えない」と書いている企業がいくつかあるのですが、文章を読んでおりますと、No.3の会社が一番端的に書いていますが、「長くなればなるほど VFM の創出率が小さくなる可能性があると考えます」と。長くなるともっとお金がかかると思いますよというふうに書いていますので、決まりごとがあるのでしたら我々も従わないといけないのですが、これをどう理解したらしいのか。

コンサル： それはないです。

委員長： こういうものは、リスクという言葉で簡単に片づけていますけれども、最初にこういう予定で始めますといった場合に、それがそのとおりにならなかった場合にリスク分担とか費用分担という言葉になりますが、今までの日本ですと話し合いによって決めるとか、誠意を持って対応するとか、そういう方法で行くのですが、宝塚市さんもそういう予定で考えていらっしゃるのですか。

事務局： 我々としては、なるべくそこら辺ははっきりさせておかないといけないと思っています。見積もりを取るときにある程度のところのリスク分担表もお示しをした中で回答をいただいていると思っているのですが、市側とプラント側と得意とする方がリスクを持っていくというのがまず原則としてあるのかなと思います。市側としては何でもかんでも事業者にリスクを負わせてしまうと市は楽になるのですが、どんどんそのリスク分は費用に返ってきますので。ごみの量にしても、20年後、これだけになりますというのはなかなか難しいところだと思います。そういうところは市が持つ。運転管理に関わるようなことで事故が起こるとかいうのは当然事業者の方に持っていたらという形で、なるべく細分化したような形のリスク分担表を作っていくのがいいのかなと思っております。

K 委員： 私の知識不足で教えてほしいことがありますて、先ほど SPC、特定目的会社という会社が存在しますよと。これは DBO についても PFI においても存在しますよということですね。これは正式な株式会社ではございませんということですね。

コンサル： 株式会社で設立することが一般的です。

K 委員： 資産の流動化に関する法律、平成 10 年 6 月 15 日、法律第 105 号、これに関わることですか。

コンサル： それは「特定目的会社」という、略称で言うと TMK と言いますが、不動産の資産流動化のための法律の改正で、今回想定していますのは「特別目的会社」で、普通の株式会社です。この事業のためだけに設立する株式会社を設立するという想定です。

K 委員： わかりました。例えば入札制度で発注がかかりますね。その企業、例えば A プラント社とそれと別に SPC を設立するという考え方ですか。

コンサル： そうです。実際は、事業者ですとか、維持管理・運営を行う企業がそれぞれ出資をして会社を設立するという制度です。

K 委員： 当然定款があって、登記もするわけですね。

コンサル： はい。

K 委員： この企業というのは本事業が継続する限り存続すると。

コンサル： そうです。この事業を行うためだけです。

K 委員： その SPC が存続します。当然ここは借り入れが発生します。金融機関が発生します。この SPC の将来における健康度をモニタリングする必要があると思います。当然これは金融機関に依存するのか、発注元である行政がモニタリングするのか。一般的には発注側の地方公共団体が、お金を貸した金融機関に直接協定というものを締結するわけですね、今度新しく発足した SPC をモニタリングしてねと。こういうものをイメージしてよろしいのでしょうか。

コンサル： 資料 3-2 の 3 ページをごらんいただきたいのですが、今おっしゃっているのは PFI の場合です。PFI の場合はプロジェクトファイナンスという形態で SPC がお金の借り入れを行います。その借り入れ先の金融機関は多額のお金を貸しますので、それを当然安定して返してもらわなくてはいけない。ただ、安定して返してもらえるかどうかというのは市が SPC に安定的に支払うかどうかというところにかかっているわけで、市と金融機関で直接協定を結んで SPC が事業をうまくやっているかということをモニタリングすることもあります。

DBO 方式の場合だと、施設の建設費は市が竣工時に支払います。ここについては大体 225 億、それぐらいの施設整備費は竣工時に事業者の方に支払われますので、運転資金は別としまして、DBO の場合は、SPC は多額のお金を借り入れる必要がないわけです。基本的にはわざわざプロジェクトファイナンスという形を取らずに、事業者とか他の出資される企業からの資本金で大体は運転をされる。一応その後の運転資金ぐらいまでは賄えるような想定でシミュレーションをしておりますので、DBO の場合は金融機関が直接介入する、また直接協定を結んで対応するということは行いません。

ただし、運営を行うだけの SPC であっても、当然株式会社きちんと決算をして、財務状況は健全化というモニタリングをする必要はございますので、3 ペー

ジの表で言いますと 11 番に運営モニタリング費とあります、この中で施設の運営そのものと一緒に SPC の財政のモニタリングをするということも市が行うようなモデルになっています。

K 委員： この会社は当然決算を出す必要はありますね？

コンサル： もちろん会社法の規定に従った形です。

副委員長： 今の議事の目的は何ですか。例えば先ほどの LCC ではというご意見ですけれども、これは一定の条件の中で事業者に聞いて、回答はこうでしたという結果で、別に LCC について聞いているわけではないので、私は議論がちょっと外れていると思うのですが。

例えば 20 年間の維持管理・運営費に関する概算見積もりを出してくださいと言ったわけなので、LCC についてやっているわけではないんですね。LCC について考えることは重要なことなのですが、ここの取りまとめは、ある条件を与えて各事業者の見積もってもらった結果を言っているだけで、LCC までは話は行っていない。もともと質問に挙げていないと思うのですが。事務局にこの委員会にどういう議論を求めているんですかということを聞きたいのですが。

事務局： 我々としては運営方式をどうしていくのかという中で、以前にご議論いただいたところで、従来方式、長期包括方式、DBO、これも民活、それから PFI、この中では BTO という形で、この中から選びましょう。それに当たっては、専門部会で出していただいた条件をもとに事業者の方にお伺いをしてみると。お伺いをして、結果がこういうことになりましたということで、今回ご議論いただきたいというのは、最後のまとめの中にありましたように、PFI については従来方式よりもかえってお金がかかっていくというのがはっきりしてきたかなと思っていまして、これについては外した中で今後は選んでいきたいということを最終的に確認させていただけたらなとは思っています。

委員長： かなり大きなお金の話ですので、ここでこの説明だけで PFI をやめるというのは、そこまで我々は言えないのではないかと私は思っています。というのは、先ほど DBO で最初に 250 億を払ってしまっているというような説明がありました、事務局からは直営でなければ支払いが平滑化する、そういう表現もありました。これは必ずしも一致するものではありませんので、支払いが平滑化されているのかとか、あるいは総額がどうであるかということも、私たちは説明をしてもらうということは当然議事録として公開するので、こういったことを話し合ったということは大事だと思うのですが、この場において PFI を切るということは控えたい。そこまで強く言える立場にないと私は思うのですが、皆さんいかがでしょうか。確かに高いよねというのは皆さん認めるということはいいと思

うのですが。

副委員長：だからこの委員会に諮って、いろいろ資料が出てきて、PFI を外してしまうということについて賛同していただけるのですかと聞いたところ、それは尚早であるという。一応 PFI も含めて考えてはいかがでしょうかという、その辺でいいのではないかなと思うのですが。

事務局：委員会でそういう形でご決定いただいたら、後は市の方でこれ以降もいろいろ議論をしながら PFI も含めて考えていき、それで最終的にどの方向に進むのかは市として最後責任を持って決めるという形にしていきたいと思います。

委員長：そのように 3 つほど方式があって、支払いの方式ですとか、総額がどうであるかということについては皆さん納得されたというところまではいいと思います。

△ 委員：ちょっといいですか。PFI をとりあえず外さずに戻そうというのは賛成ですし、専門的な部分では分析しきれないのですが、やはり今日いただいた資料だけでは、私も先ほど意見が出ました人数の問題、ちょっとあまりにも極端に違うとか、そういうことを見ますと、この調査で、PFI を外そうかとか、そういう話が出たので、疑問は少し残っていたんです。そういうことでは今ちょっと突っ込んでお話をされたようなこともある程度まではきっちりとやっていく、そういうことも今日は必要じゃなかったか。これでいいのではないかと感じたのですが。

委員長：そうですね。PFI の場合は、この施設が民間のものになるわけですかね。その場合、施設に関する固定資産税は宝塚市に入るのですか。相殺して入っていないということですか。

コンサル：今回想定しています PFI 方式は（BTO 方式）と書いてありますが、施設を建てて竣工した時点で一旦所有権は。

委員長：トランプファーするわけ？

コンサル：そうです。トランプファーしますので、BTO 方式においては市に所有権があります。

△ 委員：先ほどの議論に関わることですが、PFI がちょっと枠外へという方向にあるようなのですが、1 つの判断基準としまして、お示しいただいている資料 3-2 の 4 ページ、一番下ですが、3 つ比較しましたよと。VFM においては DBO は 4.53% ですねと。この 4.5 というのはどのように評価されますか。

事務局： 今のご質問の従来方式と DBO 方式について 4.5%をどう見るのかというところについては、市の方にとっては 4.5 がいいのか悪いのかという、なかなか評価が難しくて、従来方式よりも金額的に見ますと大きな金額が削減できている。この 4.5%がさらに大きくなればいいのにという思いはあります、これをもってどう評価するのかというのは、今答えを持っていないというのが実情です。

委員長： 数字の誤差ですね。ばらつきがあると思うので、従来方式は運転を委託でやっていらっしゃるから安いんです。全面的に直営でやっているとものすごく高いと思うんです。その違いがある。全面的直営だと VFM は 20%になりますと「おお」というふうになりますが、5%ぐらいですと誤差かなという気がしないでもないですね。K 委員、そんな感じで私は感じておりますが。

K 委員： この数字については、概ね 10%以上を期待するというのが一般的な概念です。それは誤差の許容範囲を差し引いてもやや有益であるという方向に持っていくという作業が相当積み重ねられた結果です。このパーセンテージはもっと幅広く、こういうところに持つていかないと、誤差で何か限りなくゼロに近づく可能性もあります。先ほど冒頭でコンサルさんから説明があったように、ある程度ざっくり出してきているということですから、やはりもう少し詰めていった形で再度計算し直してみる必要ではないかということを提言しておきます。

事務局： ここに今日お示しさせていただいた資料ですが、コンサルの方からも説明させていただいたように、3 ページで従来方式に対して、DBO、PFI の比較をするに当たって、事業者の方が工夫できるであろう項目については 90%という、0.9 を掛けました。1 割削減という前提の設定をいたしましたので、結果として 4.5 という数字になりました。考察の最後にも書いていますように、DBO にした場合には我々が考えるだけではなくて、事業者の創意工夫はもっと期待できる部分があるので、ここを広げる可能性は十分期待できるだろうということでまとめさせていただいております。これについてもある程度市側にとって不利な条件で比較してみた場合でも従来方式に対して DBO は効果があるのではないかという作り込みにしていますのでこういう結果になっていますが、その辺もご意見を踏まえて今後検討を十分にしていきたいと思います。

委員長： そうですね。少し高いかもしれません、BTO でも予算支出の平滑化ができるというのですから、毎年支払う金額が一緒になることは、自治体にとってはとても大事なことであったりするので、それももしかすると市議会で重要視されるかもしれない。差が小さければですね。
先ほど固定資産税で、もしも宝塚市に入ってくるのが中に内包されていたら、それは実は儲かっているのではないかという話をしようと思ったのですが、それはないんだというのは私の理解不足であったところであります。

かなり込み入った話で申し訳ありません。次のスケジュールに入りますが、その前に付帯施設に関することについても結構ありますし、ご発言がありましたらお願ひいたします。

(3) その他

K 委員： 事務局より説明が入る前に確認したいことがあります。先走りますが、12月下旬に予定されている基本計画(案)の承認というところが第8回になっています。今日議題に上がりました事業方式等々についての議論というのは今後あり得るのですか。

委員長： 私の個人的な意見を申し上げますと、事業方式の数字に関わることについてはかなり大きな金額ですので、この議事録をもって世間に公開するということは大事であります。この場では、DBO にしましょうとか、従来方式にしましょう、あるいは BTO にしましょうということを明確に決めるというのはまずいのではないか。ですから、こういった議論がありましたというのを市議会の方にも知ってもらうということが一番の目的かと考えております。事務局さんはどうお考えですか。

事務局： 今日ここでご提案させていただきましたのは、冒頭に申し上げましたように、今回の結果を得まして、当初市の方で当然ながら事業方式については決定していくという形で、その検討をする中の項目としてどういった項目がいいのかということで一応調査をしましたところ、PFI については従来方式に比べて若干メリット性がないので、他の方に絞って検討していくか、集中的にしようという形でご提案させていただいたのですが、委員長と皆さんのご意見の中ではやはり PFI の BTO についても市の方でそれを含めて検討すべきだというお答えをいただいたと思いますので、今までこちらの方で提案させていただいた従来方式、長期包括運営契約、DBO、そして今回の PFI の BTO につきましても今後市の検討事項として進めていきたいと考えております。

委員長： 皆さんいかがでしょうか。

G 委員： なかなか素人ですのでついていけない部分があるのですが、従来方式と DBO 方式と PFI 方式、これをどういうふうにまとめられるのかなというのが全然見えてこないんですよね。この利点はこうで、これはこうなんだとか、逆転はこうなんだとか、そういうことで挙げるのですか。それともこういう方式がありますよ、この中で市として選択してくださいという形を取るのか、その辺はどうなんですか。全然見えてこないから。今いろんな方式を説明を受けて理解できたなぐらい

しかないんですよね。

委員長： 方式についてある程度理解したことと、現時点で計算できる数字を見る限り、これはあまり大きな差が開いていないんです。4%、5%という。それを見てしまったということですね。そこで止めてもいいのではないかと私は思います。これが大きな数字の開きがあったら動くかもしれない。これは費用のどこが膨らむかということによってまた変わってくるわけでありますけれども。事務局さん、いかがでしょうか。

事務局： 今日の皆さんのご議論いただいて 4 つの方式の中で市が責任を持って最終的に決めさせていただくということになるのですが、決めるに当たっては、単なるお金だけの比較ではなくて、いろんな角度から検証をしていかないといけないと思っています。この後またご説明させていただきますけれども、この委員会の中でお示しをしていただいたものを最終的には答申として市の方にいただく形になります。それを受けて市の方で、今我々の案として考えていますのは、副市長を頭にして庁内で検討委員会を設置して、市として方式はこれにしましょう、用地はここにしましょうというのを最終的に 1 つに決めていくという作業をしたいと思っています。

G 委員： 費用だけではなくて、企業に丸投げしてしまうとすごく心配な部分があると思うんですよね。例えば、先ほどおっしゃってくださったのですが、マテリアルのところで人数が違うというのは、適正な人数というのがあると思うんです。変に人数が少なかつたらそれだけ過酷な労働の中でそれがやられているとかいうことがあったりするので、私は民間に持っていくというのはものすごく心配なんです。そういうものもあって今発言させてもらっているのですが、費用だけではなくて、他のものもいろいろ含めながら提案することですね。答申をするということですね。

事務局： はい。

K 委員： 総論になりますけれども、DBO の選択が多いという 1 つの背景に、PFI よりもなぜ優っているかというところ。やはり一般市民として安心できますよね、ある程度は。やはりそういうのが今こちらの委員から話があったこと、お金じゃないですね。お金とは違う何か市民・住民の安心感がどこで満たしてもらえるのかなというところ、行政がここまで関わっているからこれは安心だよというところの価値も見出していかなければいけないというところは手元資料に書かれております。非常にいいポイントを指されたと思います。私も賛同します。

G 委員： ありがとうございます。

委員長： よろしゅうございますか。ではスケジュールの方を。

事務局： (資料4についての説明)

事務局： 補足説明させていただきますと、当初の予定より少しずれてきたという部分もございますが、それについてはじっくりご審議いただきたいという思いでこれまで進めさせていただきました。当初は府内基本計画策定委員会を3月末という形でお示ししていたかと思います。6月下旬にしたもう1つの理由といたしましては、4月に市長選挙を挟むという形になりました。市長選挙が終わって、新たな市長が責任を持って今後の用地でありますとか整備方針を含めて、この施設について市の方で責任を持って決定していくという意味では、新たな市長に最終承認をいただきて発表したいという思いもありまして少しずらさせていただいたというところでございます。

委員長： 次回は、12月26日（月）の15時から、よろしくお願ひいたします。

今日は盛りだくさんで、非常に難しい話もございましたが、私も一應皆様の表情を見ながら進めているつもりでありますので、うまく制御できなかつたところもあって申し訳ありませんが、皆様、長時間にわたりましてお疲れ様でした。ありがとうございました。

平成28年（2016年）11月7日

議事録署名人

池田 隆之



議事録署名人

日高 春洋



議

長

渡辺信久



